

お客さま 各位

日本海信用金庫

当座勘定規定（一般用）の一部改定のお知らせ

平素より、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一体となって進めている「2026年度末までの手形・小切手機能の全面電子化」に向けた対応の一環として、当座勘定規定（一般用）を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改訂後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改定内容

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表※

新	旧
第8条（手形、小切手の支払等） (1) 略 (2) 略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに口座開設店またはその他当金庫が特に認める店舗に提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。	第8条（手形、小切手の支払（追加）） (1) 略 (2) 略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手（追加）を使用してください。 （新設）
第13条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 略	第13条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手（追加）によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) 略
第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 略 (3) 略	第17条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手（追加）または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、（追加）諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 略 (3) 略

※ 改定後の規定は、改定日以降に「預金規定集」に掲載します。

3. 改定する理由

2026年度末までの手形・小切手機能の全面電子化に向けて、小切手を振り出すことなく、当金庫所定の払戻請求書による当座預金からの払い戻しを可能とするため

4. 改定日

2025年 9月 1日（月）

以 上